

# 学校いじめ防止基本方針

盛岡市立北陵中学校

## I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめ防止対策推進法には「児童等はいじめを行ってはならない」「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めるものとする」「保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及び学校が講じるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める」などが規定されている。

いじめの問題は、家庭教育を土台に、学校が一丸となって組織的に取り組み、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

本校では、学校教育目標を「心身ともに健全な生徒の育成」とし、目指す生徒像の一つに「明るく思いやりの心をもった生徒」を掲げ、目標や生徒像に向かうことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいく。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるもの、けんかやふざけ合いも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【法第2条】

尚、起こった場合は、学校の内外を問わないものとする。又、個々の行為がいじめにあたるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って判断する。その生徒の気持ちを重視する。

### 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは、人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは、人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題でもある。
- (4) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

## II いじめの未然防止のための取組

### 1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いの良さを認め合ったり、心のつながりを感じる取組を進める。

- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせるよう努める。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

## 2 生徒に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

## 3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- (1) 構成員
 

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談室長、(特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)を原則とし、ケースによって柔軟に対応する。
- (2) 取組内容
  - ① いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成(道徳教育の全体計画への位置づけ)
  - ② いじめにかかわる研修会の企画・立案
  - ③ 未然防止、早期発見の取組
  - ④ アンケート及び教育相談の実施と実態の報告(各学級・学年の状況の情報共有)
  - ⑤ いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動の推進
- (3) 開催時期
 

月1回の開催を原則とする。いじめ事案の発生時は、適宜開催し、事態の終息まで適宜開催する。

## 4 生徒の主体的な取組

- (1) 生徒会による「いじめ撲滅宣言」等の取り組み
- (2) 望ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会活動
  - ① 「思いやりの心」を育む活動
  - ② 集会活動での呼びかけ

## 5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページに掲載し、啓蒙活動に努める。
- (2) いじめ防止に係る文書を配布し、啓蒙活動に努める。

- (3) いじめの早期発見について、保護者に調査・協力を呼びかける。  
 ＊「いじめのサイン発見シート」の活用
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (5) あげぼの会（学校評議員会）において、いじめに関する意見交流を行い、連携を深める。また、学校、家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の構築を目指す。

## 6 教職員研修

いじめ防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題にかかわる校内研修会 年2回
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断 年2回

## Ⅲ いじめの早期発見のための取組

### 1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮し、声かけを行う。（学級担任は、学習記録ノート等も活用する）
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら早期発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

### 2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめの早期発見や様々な困り事、悩みに対応するために情報収集を定期的に行う。  
 情報を得た場合は、迅速に情報共有、対応を行う。

- (1) 生徒を対象とした生活アンケート調査 年11回（5、6、7、9、10、11、12、  
2、3月の安心安全心の日と  
二・三学期始業式の日）
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年1回（11月）
- (3) 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年2回（6、11月）

### 3 相談窓口の紹介

いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。  
 また、相談窓口について生徒へ情報を伝える。

#### 【本校の相談窓口】

- 日常のいじめ相談（生徒及び保護者）・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・教諭
- 地域からのいじめ相談窓口・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校 684-3323  
盛岡西警察署 645-0110
- ※少年の悩み相談（盛岡市少年センター）・・・623-3516  
shonensodan@city.morioka.iwate.jp

※子どもの人権110番・・・・・・・・・・0120-007-110  
 (盛岡地方法務局・岩手県人権擁護委員連合) <http://www.moj.go.jp/k/index.html>  
 ※24時間子供SOSダイヤル・・・・・・・・・・0120-0-78310

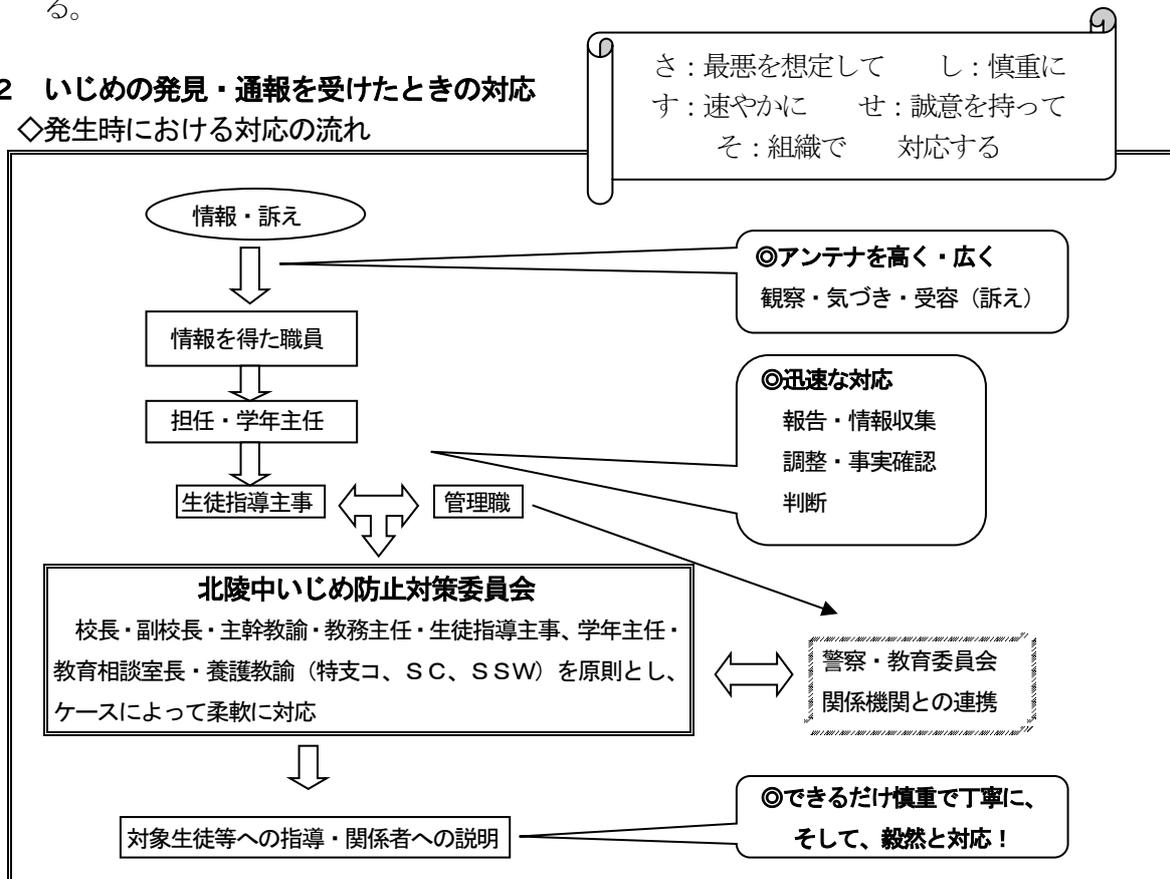
**IV いじめの問題に対する早期対応**

**1 いじめに対する措置の基本的な考え方**

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 関係職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

**2 いじめの発見・通報を受けたときの対応**

◇発生時における対応の流れ



- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、校長・関係教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の調査・解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) 関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行

わせる措置を講ずる。

- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すため、また、いじめを行った生徒には適切な指導を行い、学校生活に適応させるために、養護教諭、SC、SSWと連携を図りながら指導・支援を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に生徒に懲戒を加える。

### 3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を養う。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりができるよう、教職員全体で支援する。

### 4 いじめの解消

- (1) いじめの行為が止んでいること。(少なくとも3か月間を目安とする)
- (2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- (3) いじめ解消に向け、学級担任のみならず、より多くの目で観察し、声掛けを行う。
- (4) 心のケアが必要な場合、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭とも連携を図り、その対応にあたる。

### 5 再発防止に関すること

- (1) いじめに対する措置後も、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒が、充実した学校生活を送ることができるよう、保護者等と連携を図りながら継続的に支援・指導を行う。
- (2) いじめの再発防止のために、いじめ防止等のための組織を活用しながら、いじめの防止等に関する取組の見直しを図る。

### 6 関係機関との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

### 7 インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会や所轄警察署と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、「5か条のルール」などを用い、家庭の理解・協力を得る。

## 8 年間計画

4月	いじめ防止道徳指導 生徒総会 授業参観 保護者面談（希望者）
5月	教育相談 情報モラル教室 校内研修
6月	
7月	1学期末三者面談
8月	いじめ防止道徳指導 校内研修
9月	情報モラル教室
10月	生徒総会
11月	教育相談 いじめアンケート（生徒・保護者対象）
12月	2学期末三者面談
1月	いじめ防止指導 学校評価のためのアンケート 1年間の総括
2月	学校評価のまとめ 学校関係者評価 次年度計画
3月	学校評価結果の公表 市教委への報告

※「安心・安全・心の日」（毎月一日）と、二・三学期始業式の日にはアンケート調査の実施  
学期に、いじめ防止指導と情報モラル指導を学年ごとに行う  
生徒会主導によるいじめ防止取り組み

## V 重大事態への対処

### 1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 **【法第28条①】**

### 2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（当該教育委員会）に報告する。
- (2) 生徒・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

### 3 重大事態の調査

※調査を行う主体は、状況に応じ、設置者が決定する。

#### ■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加える場合がある。いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。（設置者の指示による）
- (3) 被害生徒及び保護者等に対する調査方針等の説明を行う。
- (4) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (5) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、説明する。（※関係者の個人情報に配慮する。）
- (7) 「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

#### ■学校の設置者（盛岡市教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

## VI その他

### 1 取組の見直し

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点について、適正に自校の取組を見直す。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること。
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること。

### 2 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### 3 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。  
また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制に構築に努める。